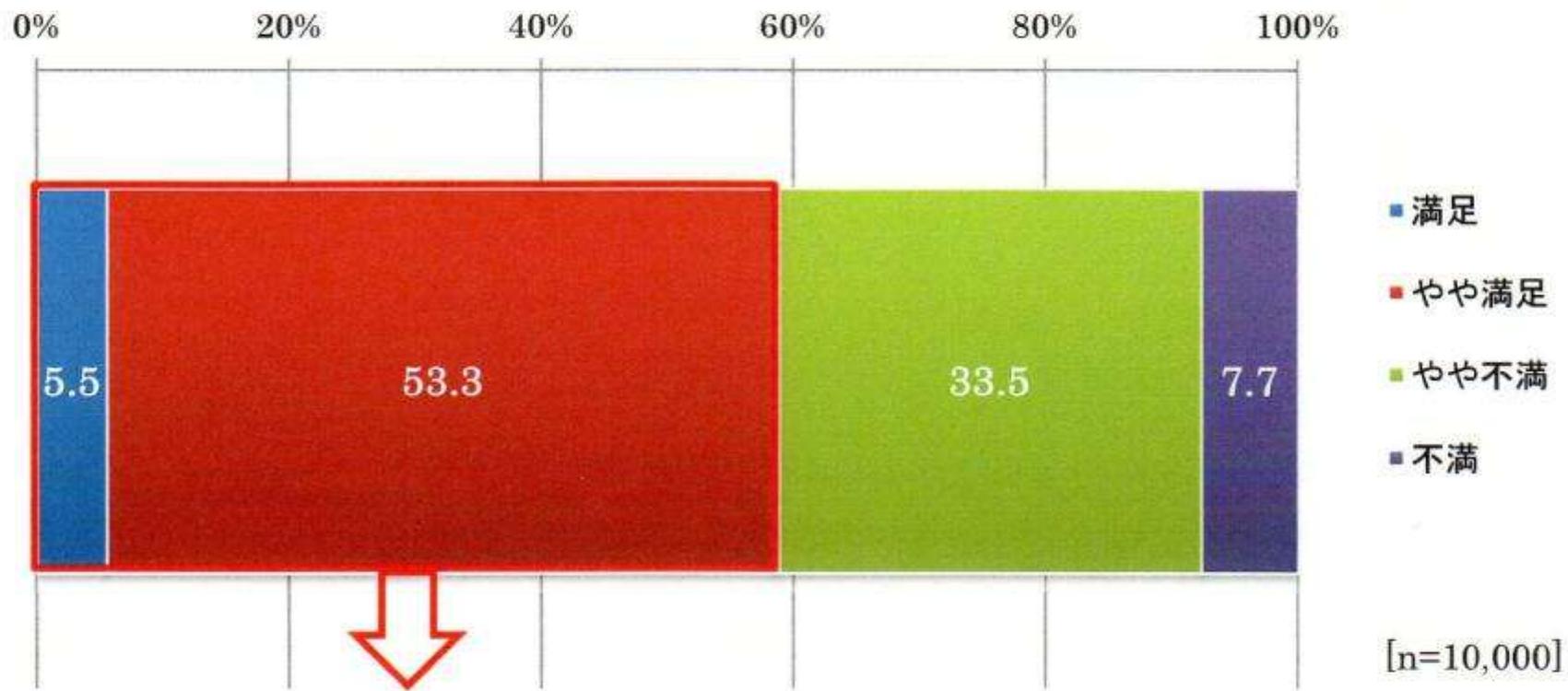


[健康食品に抱く満足感]

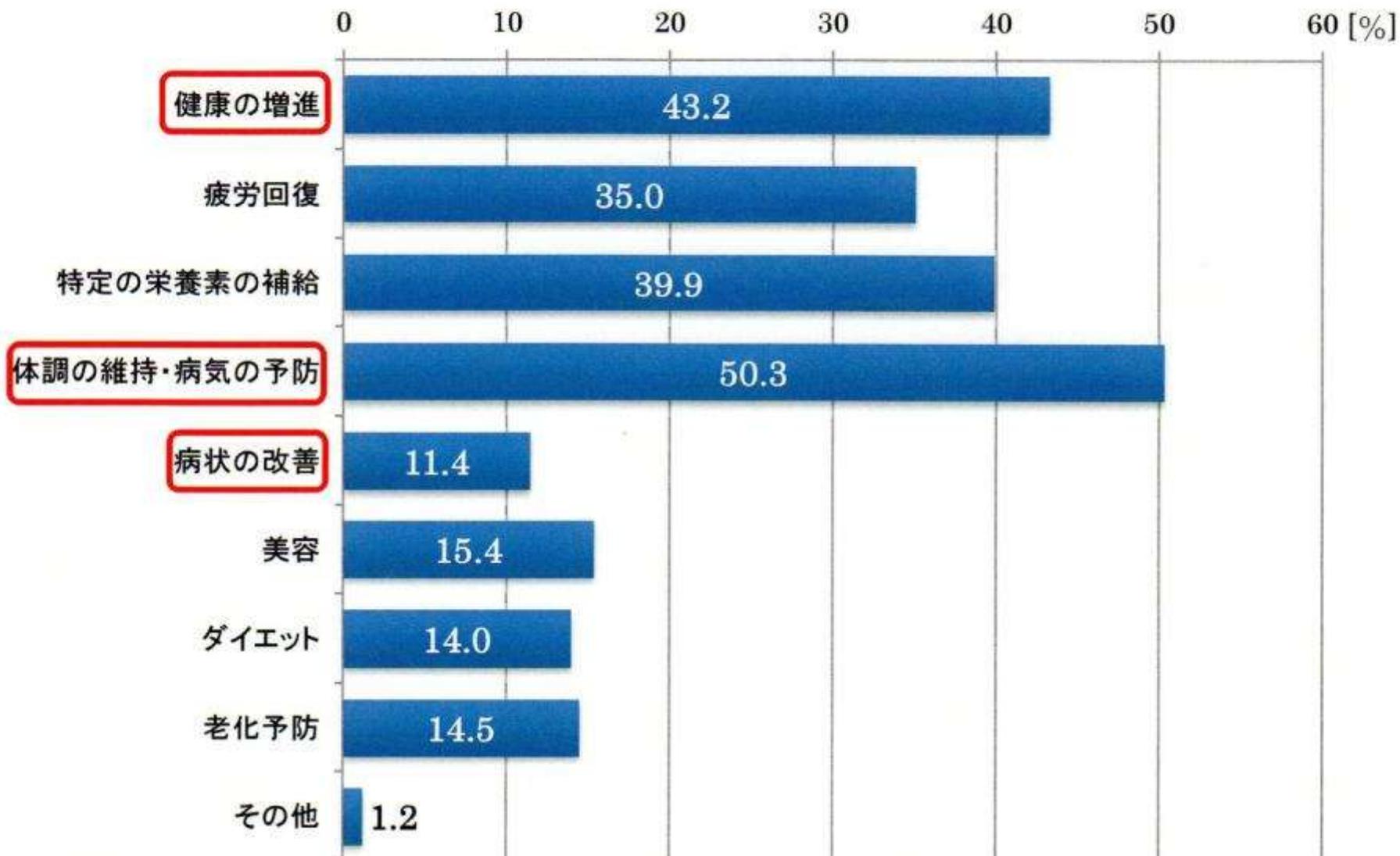


利用者の約6割は健康食品に概ね満足している

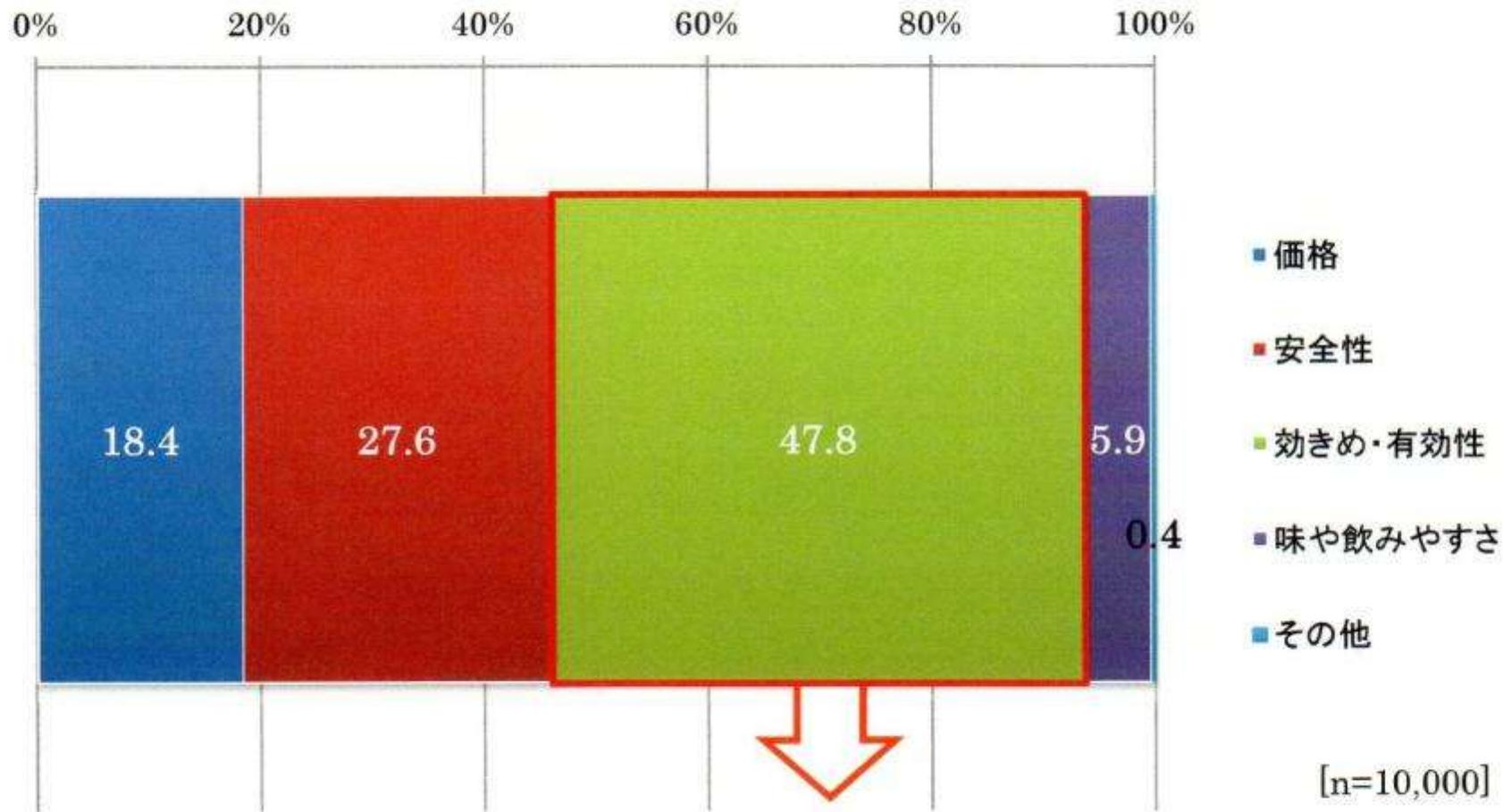
【「不満」又は「やや不満」と回答した者があげた理由】



[健康食品を利用する目的]

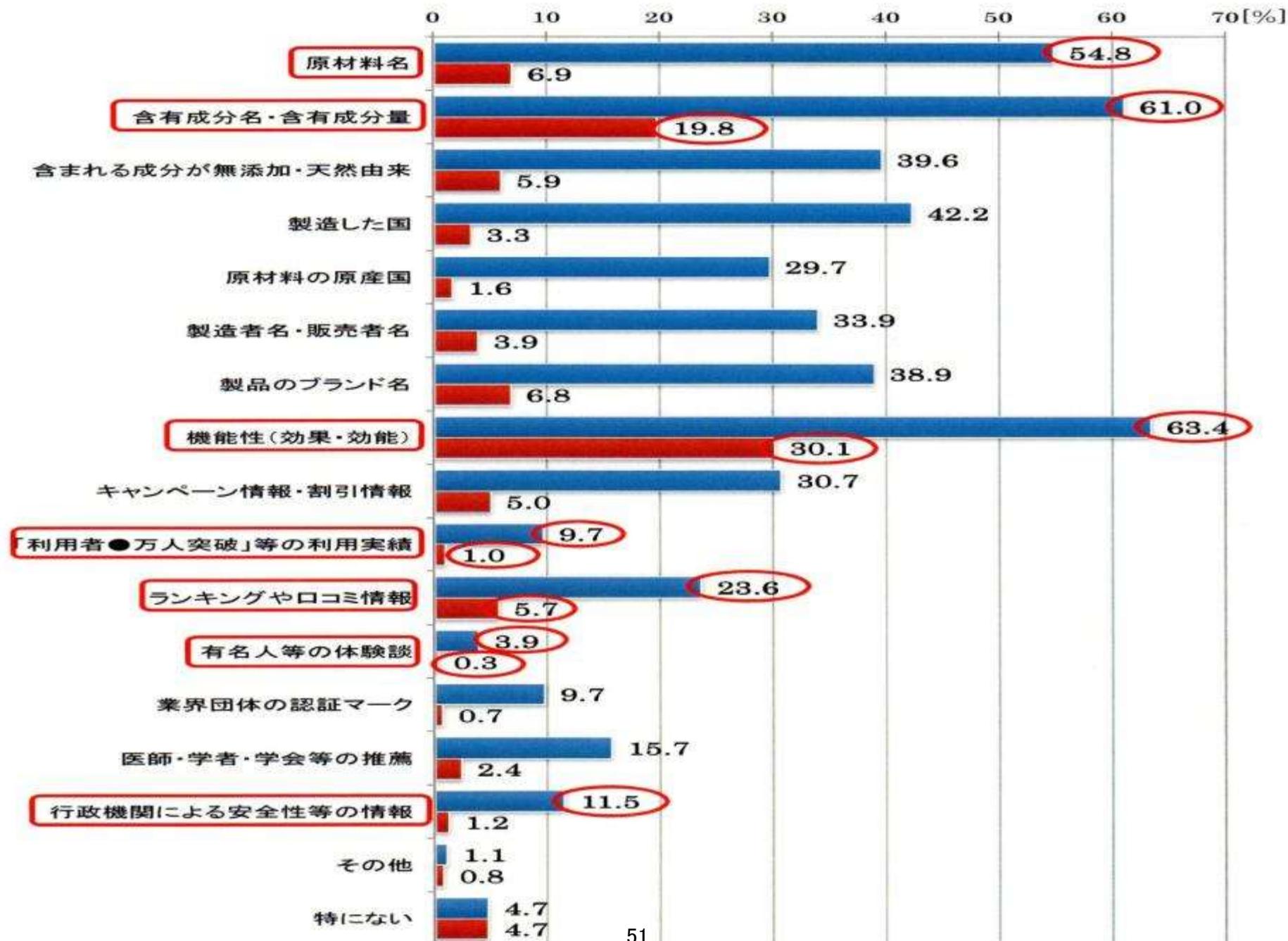


[健康食品に対して重視する事項]

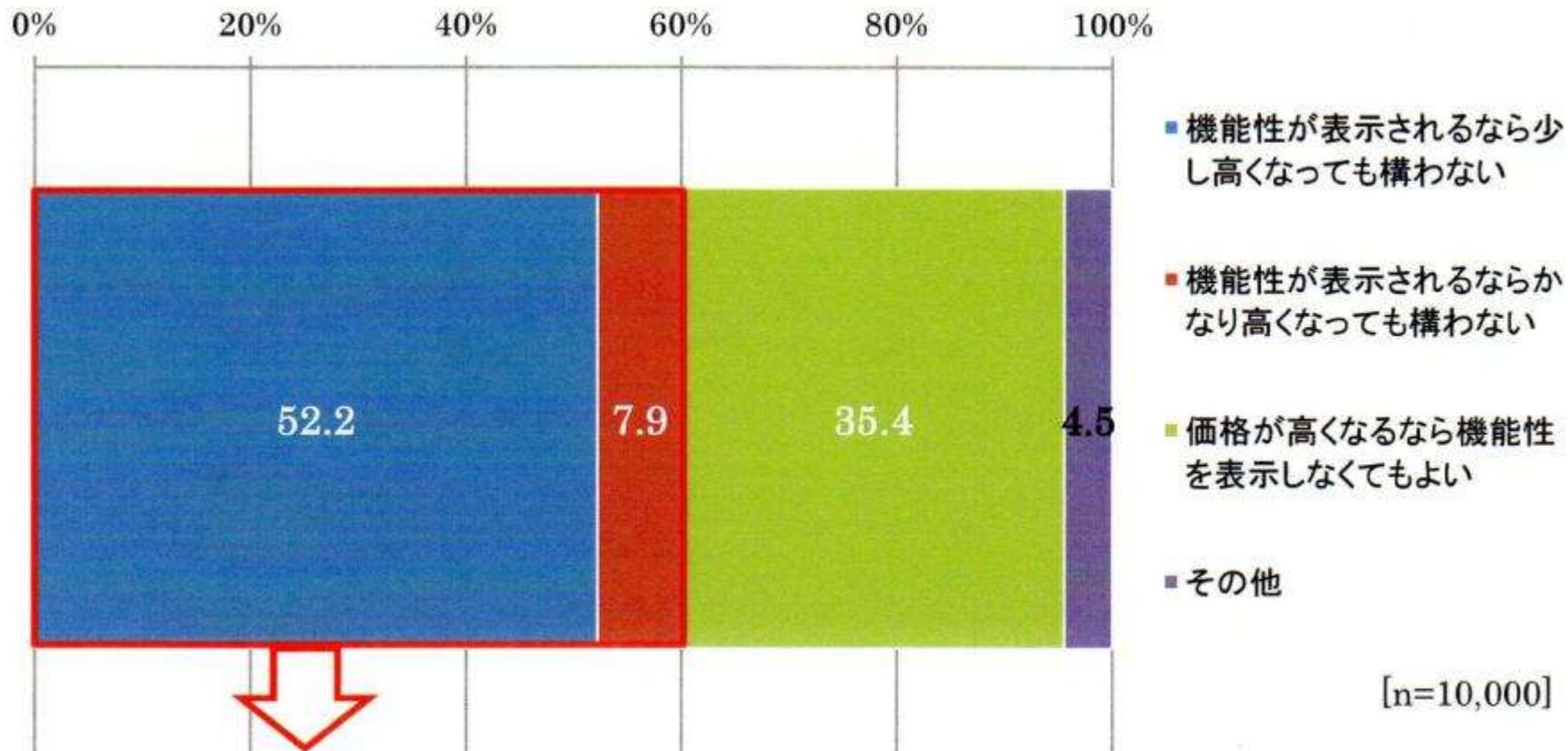


利用者の約5割は「機能性」を最も重視している

[健康食品を購入する際に参考にする情報]

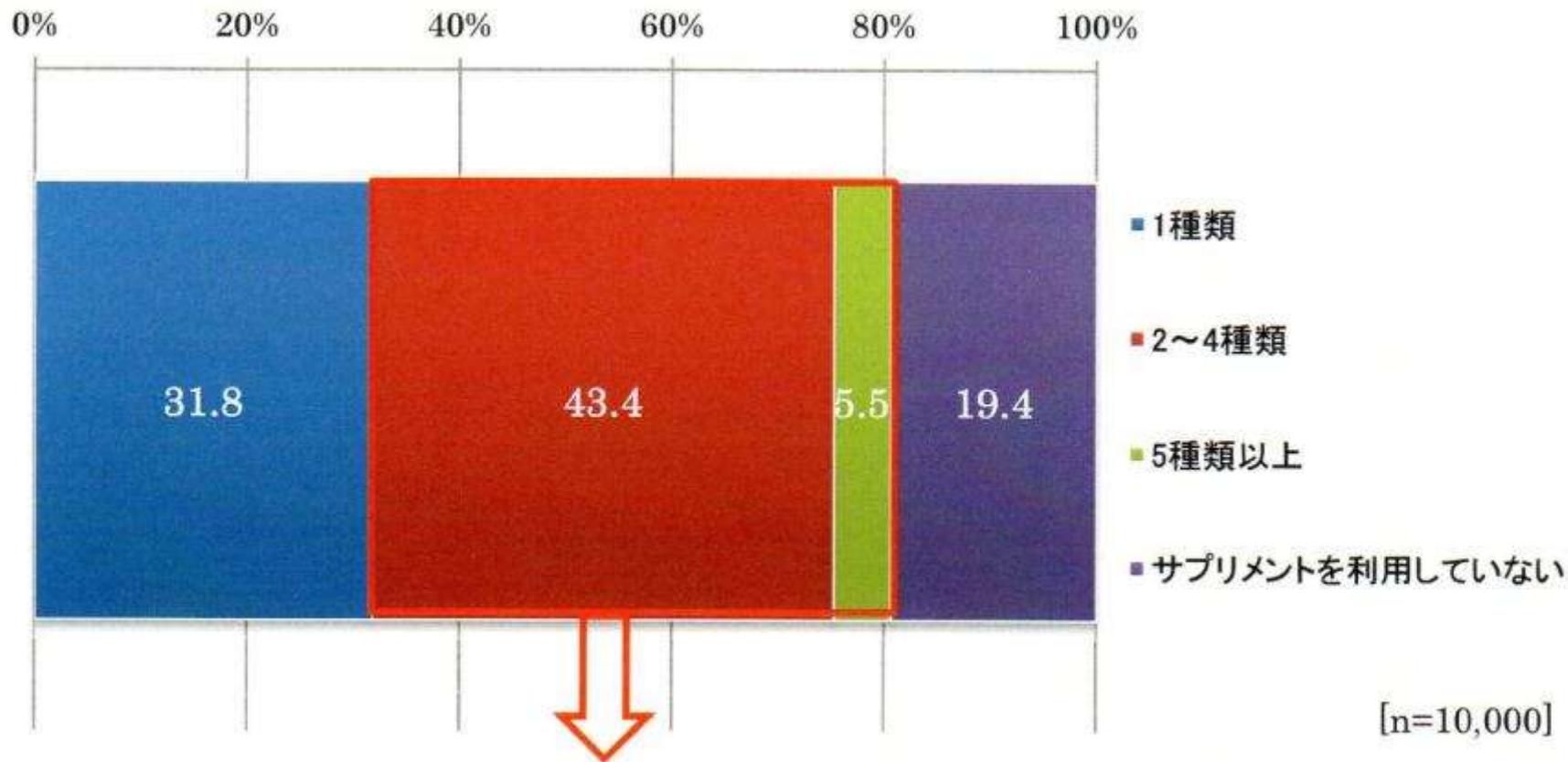


【「機能性表示」に対するニーズ】



約6割の利用者は価格が高くなったとしても機能性を表示してほしいと希望

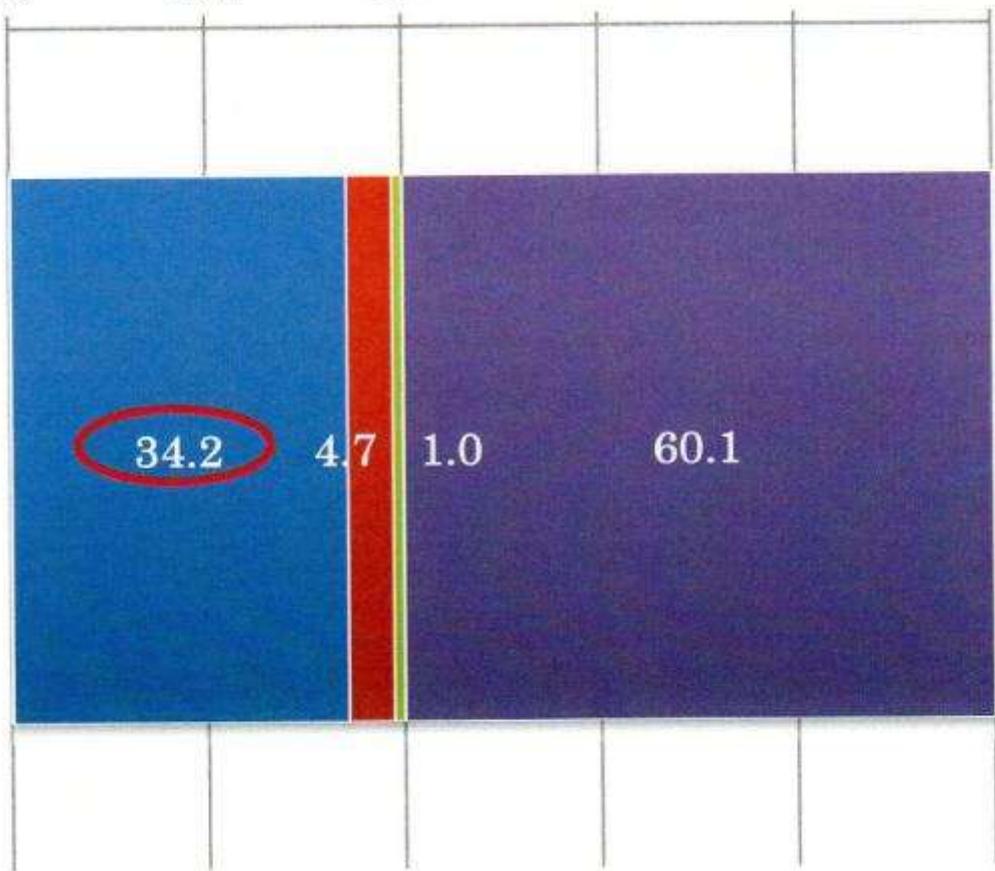
[併用しているサプリメントの種類]



利用者の約5割（サプリメントの利用者の約6割）が複数種類の「サプリメント」を利用

[体調別にみた健康食品の現在利用者の医療機関の受診状況]

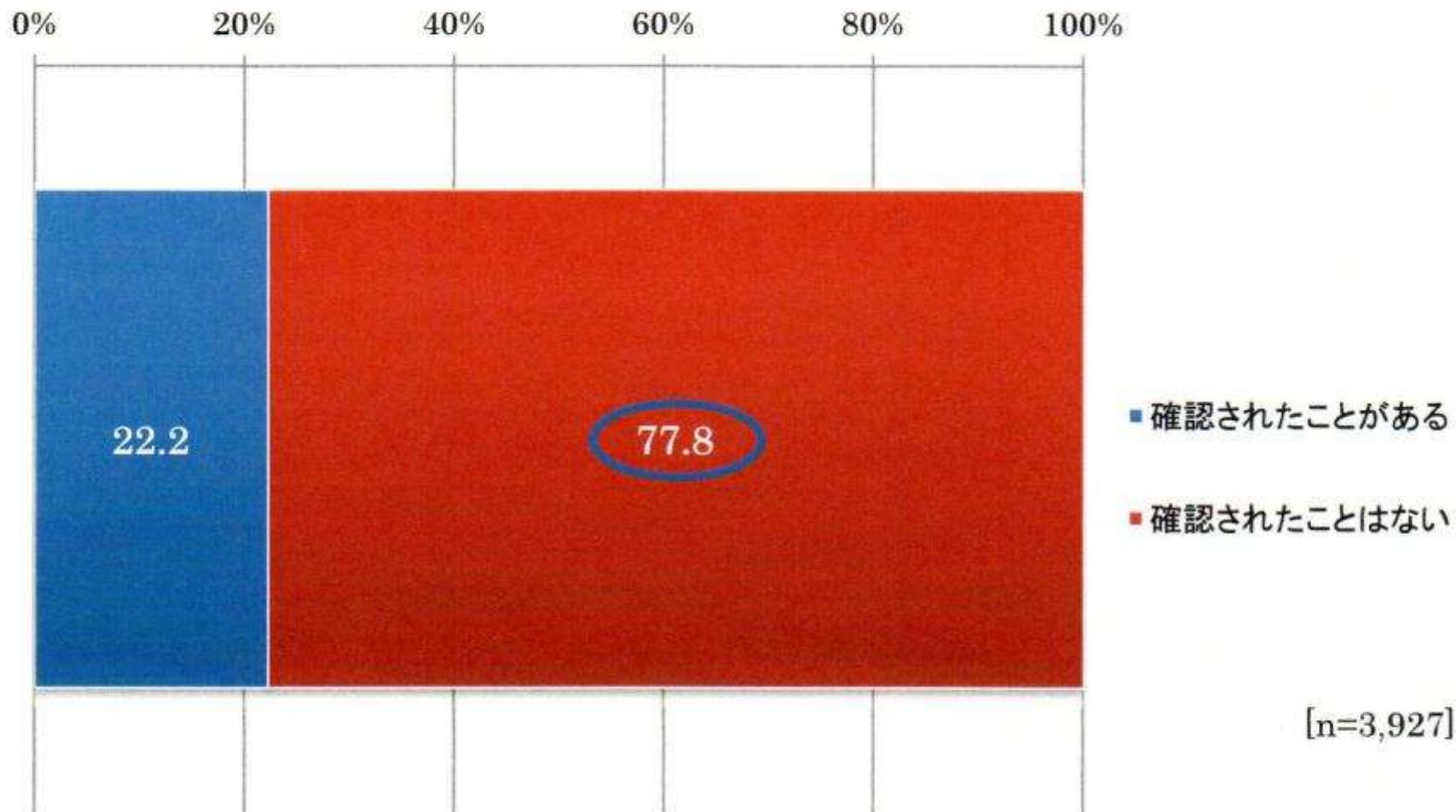
0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 病院にかかっており、薬を処方されていて、指示どおり飲んでいる
- 病院にかかっているが、薬は処方されていない
- 病院にかかっており、薬を処方されたが、それを飲んでいない
- 病院にはかかっていない

[n=7,865]

[医薬品処方の際の健康食品の利用状況の確認]



健康食品の表示等に関する考え方

1. 消費者が重視している「健康食品」の「効き目・有効性」について

(1) 正確な情報の重要性

消費者は、「健康食品」に対して「効き目・有効性」を重視している。これらについて、正確な情報が消費者に伝わることは、消費者にとって合理的な選択を行う上での基本的な環境。

消費者に誤解を招くような、行き過ぎた表示、広告を行う事業者に対して適切に法執行を行うとともに、確実な情報源としての行政機関等の利用を促すべき。

(2) 既存制度の活用

消費者が、健康食品に「効き目・有効性」を重視し、消費者はある程度価格が高くなっても機能性表示を求める傾向。

このようなニーズに応えるためには、特定保健用食品制度等の機能性食品に関する既存の制度を十分活用する視点も考えられる。

2. 錠剤・カプセル型食品について

多くの消費者が、錠剤・カプセル型食品（「サプリメント」）の摂取目安量を重視しており、さらに、複数種類の利用者が多い

表示の実態を踏まえ、消費者が摂取目安量について、確実に利用できるようにすることが重要。

3. 医薬品との併用について

健康食品の利用者の中には、医療機関から処方された医薬品も併用しており、その多くは、医薬品の処方に当たって医師等から健康食品の利用状況について安全性の確認を受けていない可能性がある。

このため、医師等が医薬品の処方の際に、必要に応じて、患者に対して健康食品に関する注意喚起や情報提供を行うことが必要。

4. 消費者からの情報の集約について

健康被害が疑われるトラブルが発生した際、消費者からの通報先が散らばっていたり、あるいは、そもそも通報しておらず、被害情報が散逸・潜在している可能性がある。

このため、健康食品による健康被害（健康被害が疑われる事案も含む）に係る苦情処理を保健所で受け付けていることを消費者に周知するとともに、消費者や製造業者等から保健所への情報の集約を促すことが重要。

消費者委員会の検討経過

24年9月～10月

- 関係省庁ヒヤリング（厚労省、渋谷区）
- 関係団体ヒヤリング（日健栄協、JARO、消費者団体）
- 有識者ヒヤリング

24年11月～25年1月

- 委員会で討議 ⇒ 意見集約 ⇒ 建議

建議の内容

- 広告・表示のガイドラインを適切なものに
- 医師・薬剤師に対する、健康食品の認知度向上
- 機能性表示について、検討を進める
- 消費者に対して、理解をすすめる



効果あり*

特定保健用食品

条件付特定保健用食品

いわゆる健康食品

効果なし

*特保は5%危険率 条件付き特保は10%危険率



ご静聴ありがとうございました。